

研修視察報告書

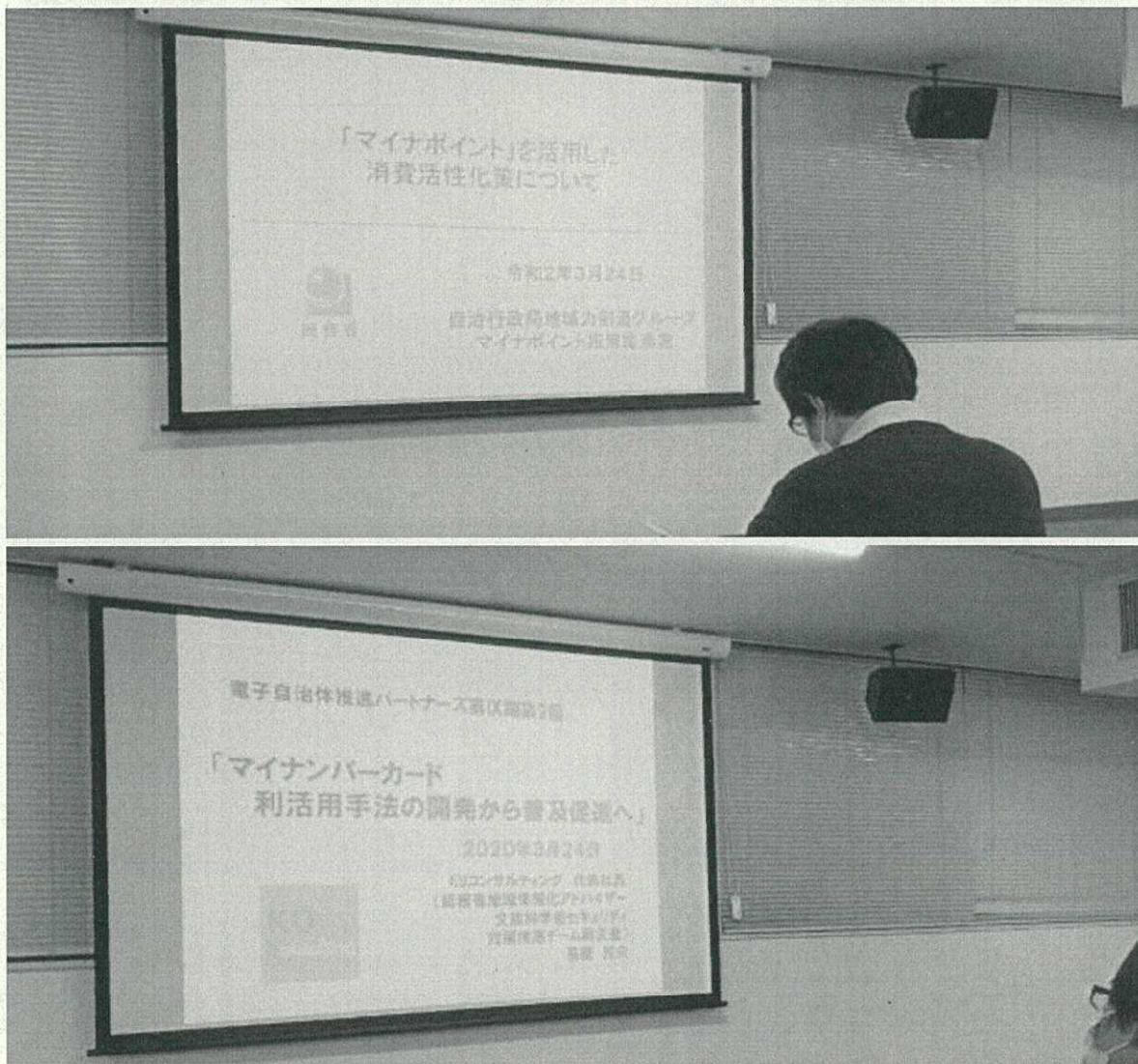
令和2年3月26日

〔委員会名：心風会〕

代表者氏名	永岡 穎	印	記録者氏名	幸松 孝太郎	印
視察者氏名	幸松 孝太郎				
視察日	令和2年3月24日（火）				
視察先	東京都：剛堂会館（事務局：地域科学研究会）主催：電子自治体推進パートナーズ				
目的	名張市におけるマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用について、総務省から「マイナポイント」を活用した消費活性化策や、マイナンバーカードの普及・利活用の実践事例を学び、本市に反映することが目的である。				

視察概要

(1) 2019年度IX期事業 「第9回」マイナンバー活用セミナー 【研修写真】



(2) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用

1. 「マイナポイント」を活用した消費活性化策の概要について（講師：総務省 東宣行氏）

総務省は、昨年9月にマイナンバーカードを活用した「マイナポイント」で消費活性化策を検討する方針を公表した。この方針は、マイナンバーカードの普及と消費税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みを防ぐ対策と位置付けている。これまで政府は「自治体ポイント」という名称で検討していたが、デジタル・ガバメント閣僚会議では「マイナポイント」として「官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す」としている。利用者がポイントを購入すると、国の負担でプレミアムポイントを自動的に上乗せして既存の民間キャッシュレス決済サービスで買い物に使えるという想定である。

同省によると、利用するには自治体が無償で配布しているマイナンバーカードを入手して、マイナンバーとは異なる「マイキーID」を設定する必要がある。また、自治体に対してはキャッシュレス決済事業者などと連携して利用者・店舗の支援を求めるとしている。

対象となるキャッシュレス決済サービスの第1陣23種類を2020年2月に発表。「Suica」や「PayPay」、「nanaco」、「WAON」など幅広いサービスでポイントの還元が受けられる。サービスの登録受け付けは3月末まで。注目は消費者が選べるキャッシュレス決済が1つだけという点で、それも1度選択したら変更できない。決済事業者による激しい「陣取り合戦」に発展している。複数の決済サービスを使い分ける若年層より、高齢者をいかに囲い込めるかが勝負となる。

マイナポイントは同名のポイントが存在するわけではなく、登録されたキャッシュレス決済サービスで還元を受けられるポイントなどの総称となっている。チャージまたは商品の購入に対し、25%が還元される。還元の上限は5000円。例えばSuicaでは「JRE POINT」、PayPayでは「PayPayボーナス」がそれぞれ還元される。

同省は、マイナポイント事業を踏まえて2019年度補正予算に21億円、2020年度予算案に2478億円を計上しており、2020年度予算案の成立を前提に実施される。このうち2000億円程度がポイント還元の原資に相当し、4000万人に還元できる予算を確保する。残りはシステムの開発費や利用者への支援事業などの経費である。



マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抜粋）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

■ マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取扱の平準化等の観点を踏まえ、自治体ポイントの基本的な制度設計（ポイント利用のための準備・購入条件等、購入対象者、プレミアム率、ポイントの利用環境、ポイントの用途、有効期限等）について、検討を加速し、マイナンバーカードの早期申込みにつながるよう、結論を終次第、順次実行を行う。特にプレミアム率については、事業の国民への配慮やマイナンバーカード取扱の平準化の観点から重要な要素となることに留意しつつ、早期申込者へのプレミアム率の割増も含めて検討する。

(2) 環境整備

マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策が円滑に実施されるよう、本年末までに、マイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市町村と都道府県の連携体制を整備する。

また、マイキー認定の簡便化（「かんたん認定アプリ」の誕生等）を進めるとともに、マイナンバーカード取扱における認定の支援策をマイナンバーカードの取得促進と健常保険証利用とあわせて実施する。これに併せ、国は、政府広報などを積極的に活用し、市民に対するテレビCMやウェブ動画、新聞広告などあらゆる媒体を通じた自治体ポイントについての広報や利用店舗の参加促進のための広報を、今夏から積極的に行う。また、各務省は、各美所管官庁と連携し、関係団体等に対して、本施策や積極的なマイナンバーカードの取得促進について周知を図る。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

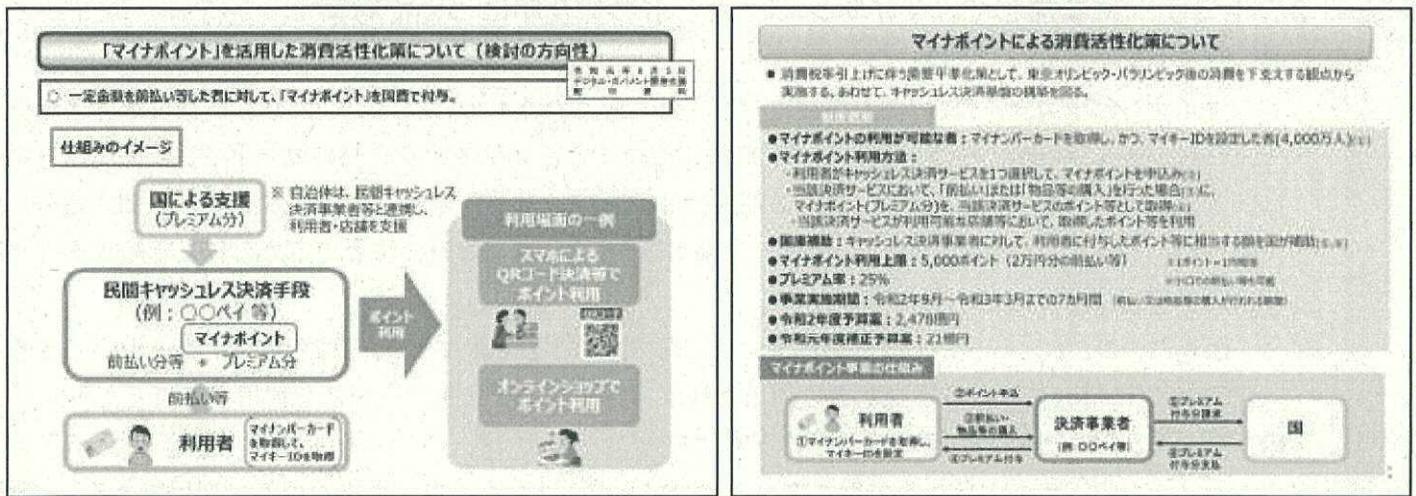
○ 令和2年度において、青太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策（監時・特別の措置）として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。

○ マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

対象者	令和元年度	令和2年度
	10月	10月
住所登録者・子育て世帯向け マイアムカード登録者	住民登録課業者 【令和3年3月末の子 （加産主）】	事業実施 【2019年10月～ 2020年3月末】
中小・小規模事業者 店舗での消費者との ポイント導入等の支援 策	キャッシュレス決済 手段を用いて販売 を行なう消費者	事業実施 【2019年10月～2020年6月末】
マイナポイント を活用した 消費活性化策	マイナンバーカード を取得し、マイキー IDを設定した 者 【令和3年3月末】	系わった運営完了後 事業実施 【定期】

※1 マイナポイント・マイキーIDにより登録される方

※2 マイキーID本人からの申請により付与されるので、マイナンバーとは別の中、店舗決済サービスや児童サービスでも利用可能。



2. 名張市のHP、「マイナポイント活用の手続き」を掲載するように提案したい！

名張市「マイナポイントを活用した消費活性化策」(案)

①マイナポイント

国では、令和2年度にマイナンバーカードを使ったポイント制度として、民間のキャッシュレス決済手段を通じて「マイナポイント」を国費で付与し、消費の活性化を図ることを予定しています。令和2年9月から令和3年3月末までの事業期間で、上限額は、2万円分の前払い又は物品の購入に対し、5,000円相当分のマイナポイントを付与(プレミアム率25%)となります。詳しくは、総務省の公式ホームページからご確認ください。この「マイナポイント」を受け取るには、「マイナンバーカード」を取得し、「マイナポイント予約（マイキーID設定）」をする必要があります。

②マイナンバーカードの取得について

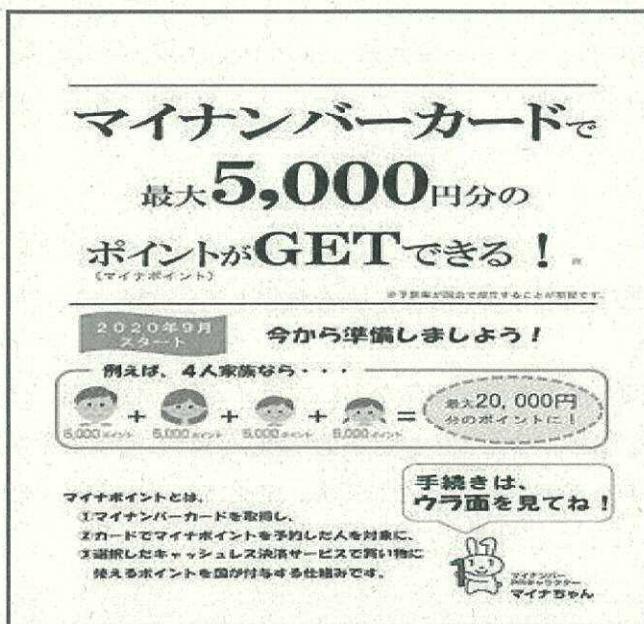
マイナンバーカードの取得方法については、「マイナンバーカード総合サイト」をご確認ください。
市内郵便局等に、マイナンバーカード申請用のパソコンが設置されています。（交付申請書（申請用 ID・QRコード記載済み）が必要となります）

※交付申請書（申請用 ID・QRコード記載済み）と送付用封筒は、通知カードとあわせて発送されています。紛失した場合や住所等に変更があった場合は、市役所市民部で再発行できます。（本人確認書類が必要です）

③マイナポイント予約（マイキーID設定）について

マイナポイント予約（マイキーID設定）とは、マイナンバーカードのICチップに登録されるマイナンバーとは別のIDで、パソコンやスマートフォンがあればご自身で設定することが可能です。

市役所市民部でパソコンによるマイナポイント予約のサポートを行っています。持ち物：マイナンバーカード



3. セミナーに参加して、マイナンバーカードの普及率について考察

①. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、“個人番号カード”とも呼ばれるもので、2016年1月に交付をスタートさせました。個人が申請することによって、無料で取得できるプラスチック製のカードで、表面には申請者の顔写真、氏名、住所、生年月日、性別が記載されている。また、裏面にはマイナンバー（個人番号）が記載されており、本人確認書類として、または税や社会保障、災害対策の法令で定められた手続きを行う際、番号を確認するために利用できる。

因みに、マイナンバーカードがあれば、コンビニなどで住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できるし、ICチップに搭載された電子証明書を利用すれば、さまざまな民間サービスを利用することも可能。

②. マイナンバーカードの現時点での普及率は？

マイナンバーカードは無料で取得できるものであり、なおかつさまざまな場面で利用できる、非常に便利なものですが、決して十分に普及しているわけではありません。

市民の多くは、“通知カード”を持っていても、マイナンバーカードは持っていないという方は、少なくない。

マイナンバーカードの現時点（2019年9月時点）での普及率は、全人口のわずか15%程度であり、10人に8~9人は取得していないということになる。

政府は、2022年末までに、「ほとんどの住民がマイナンバーカードを取得する」と想定しているが、近年の普及率の伸び率だけで推測すると、達成は厳しいと言わざるを得ません。

③. マイナンバーカードがなかなか普及しない理由は？

では、なぜマイナンバーカードは、なかなか普及しないのでしょうか？

その理由は、主に以下の通りです。

①取得する必要性を感じない人が多い

マイナンバーカードがなかなか普及しない理由には、まず取得する必要性を感じない方が多いということが挙げられる。

確かに、近年は勤務先において、マイナンバーの提出が求められるなど、“マイナンバー”自体は、生活にかなり浸透してきている。

しかし、そのようなマイナンバーの提出は、通知カードがあれば可能であり、“絶対にマイナンバーカードが必要な場面”というのは、まだまだ少ない。

そのため、個人がマイナンバーカードの必要性をもっと感じるようにならなければ、なかなか普及率は上がらない。

②本人確認書類として使えるものが別にあるため

マイナンバーカードは、本人確認書類として利用することができるが、マイナンバーカード以外にも、運転免許証やパスポート、健康保険証など、本人確認書類として使えるものは多く存在するため、わざわざ申請をしてまで、マイナンバーカードを取得しようと思わない方は多い。

③個人情報の漏えいが危惧されている

マイナンバーカードを紛失することによって、カードに実装されたICチップ内のデータが漏えいしたり、マイナンバー自体が漏えいすることで、悪用被害に遭ったりすることを危惧して、マイナンバーカードの取得に踏み切れないという方も、非常に多い。

ただ、実際マイナンバーカードのICチップには、税や年金、病気など、プライバシー性の高い情報は記録されていないし、そもそもICチップの情報を確認するためには、事前に設定された暗証番号が必要になるし、マイナンバー自体が、カードの紛失によって漏えいしたとしても、マイナンバーのみでは手続きができないシステムになっているため、悪用されることもほとんどない。

それでも、マイナンバーカードがこのような仕組みになっていることを知らず、「なんとなく怖い」というイメージで、取得を敬遠している方が多いため、政府や自治体のPRが不足している。

④申請手続きが面倒

単純に、申請手続きをするのが面倒だということも、普及率の低さに繋がっていると言える。

マイナンバーカードは、無料だとはいえ、顔写真を撮影して送信しなければ取得できないし、交付申請から交付通知書の送付までには、およそ1ヶ月を要する。

また、マイナンバーカードは、直接申込者の住所に届くわけではなく、受け取るには、通知書と通知カード、本人確認書類を持って、交付通知書に記載された住所に足を運ぶ必要がある。

そのため、このような少し煩わしい手続きを簡素化しないことには、なかなか普及率は上がらない。

4. 政府がマイナンバーカードの普及率を上げたい理由は？

マイナンバーカードの普及率は、いまだに10人に1~2人程度ですが、政府は普及率をアップさせるために、マイナンバーカードを令和3年には健康保険証として利用できるようにするなど、さまざまな取り組みを行う計画である。

では、そもそも政府は、なぜマイナンバーカードの普及率を上げたいと考えているのか？

その理由として挙げられるのは、すでに政府において、“マイナンバーカード普及を前提にしたシステム構築がされている”ということが挙げられる。

つまり、政府はマイナンバーカードが普及することを見越して、すでにそれに対応した政府システムを構築しているため、普及しなければ、国民生活の利便性向上、経済の生産性向上が進まなくなる。

今回のセミナーにおいても「デジタル・ガバメント」をテーマに内閣参事官 笹野氏の講演でもよく理解することができた。そもそもマイナンバー制度導入の目的は、国民の利便性向上や行政の効率化、公平・公正な社会の実現であり、“すでに政府システムを構築している”ということを理由に、普及率をアップさせようすることは、少し本来の目的からずれているようにも感じた。

5. これから先、マイナンバーカードの普及率は上がるのか？

マイナンバーカードの普及率は、現時点ではかなり低いが、マイナンバーカードを持つメリットについても、現時点では弱いということは事実であるが、これから先、マイナンバーカードの普及率は上がらないのかと問われると、決してそうとは言い切れない。

なぜなら、マイナンバーカードにおける利活用の場は、確実に広がっている。

例えば、マイナンバーカードを海外でも利用可能にし、在外選挙におけるインターネット投票ができるようにしたり、消費税率引き上げに伴う消費活性化策として、2020年9月から予定されているマイナポイントの実施に、マイナンバーカードの活用が予算化されている。

このセミナーに参加することによって、現時点ではメリットが弱いマイナンバーカードでも、少しずつ独自のメリットを増やすことで、必要性を感じ、取得する方が増える可能性は十分にあると感じました。

狙い通りにマイナンバーカードの普及率が上がれば、マイナンバーカードのセキュリティ性が高いことや、他のメリットについても認知される機会が増え、これまで敬遠してきた方が、取得に乗り出すケースも増えてくる。

6. 活用するための5つのポイント

1つは、豊富な利用メニュー、2つには、より高度、高品質なサービス、3つには、広域での利用、4つには、住民視点のサービス再編、5つには、マイキーの登録は、住民（利用者）の意思・意向によるオプトイン方式により、給付へのマイナポイント活用におけるメリットを積極的にアピールしていくことで、今後マイナンバーカードの必要な場面が増えれば、普及率が上がる可能性は十分にあると考えられる。

(3) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の実践事例

相模原市、前橋市、真岡市の3市の実践事例をお聞きしたが、その中でも特に本市へ反映したい前橋市の実践事例について、まとめたい。

1. 前橋市「母子健康情報サービスの取り組み」

前橋市は、マイナンバーカードの交付率は全市民の8.4%（H29.5現在）と低く、普及促進のため、H25年度からICTを街づくりに生かすために総務省「ICT街づくり推進事業」の支援を受けて、ICTを活用した学びの場の創造と健康を支える環境づくりのキーコンセプトとした「ICTしるくプロジェクト」を進めている。市内大学、研究機関、商工会議所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等を巻き込んでICTしるくプロジェクト推進協議会を設立した。ちなみに、前橋市は生糸の産地であったことから「しるく」という名前を付けている。

協議を重ねる中で、幼少期の子どもの健康情報については情報が各部署に散在しておりこれを一元化して提供するだけでも子育て支援の大きな一步になるということから「母子健康情報サービス」を構築した。実証実験の中で母子健康手帳の記録のみならず医療機関、お薬手帳等の情報連携も探ったが当面母子手帳の内容の一部を電子化することとした。2年間の実証実験を経て平成28年3月に試験導入を開始した。



- 子育てに忙しい親への利便性を高めるため、インターネット上の利用者専用サイトにおいて、スマートフォン、タブレット又はパソコンを通じて、いつでも・どこでも
- 市からの母子健康に係るお知らせ等の情報配信、妊婦や乳幼児に係る健診結果情報の入力や閲覧、予防接種のスケジュール、接種時期が近づくと自治体から個別にお知らせを配信する通知機能などができるサービスを実施している。
- マイナンバーカード電子証明書機能を鍵代わりにログインすることによって、セキュリティを高め、これまで散在していた情報を集約し、一元化された閲覧ができる仕組みとなっている。母子健康手帳を持ち出す煩わしさもなく、スマートフォンから手軽に子どもの記録や情報確認でき、利用者に好評。

利用者の声

自分で入力しなくても、自治体から健診結果の情報が提供されるのは便利。 (年永久的に残してくれたら、大人になったとき見返すのに便利かも。現在、風疹が流行っているが、子どものときに予防接種しているかどうかがすぐに見返すこともできる。)
申込みにおいて、マイナンバーカードを使うことでセキュリティに不安がない。 (似た機能を持つ市販のアプリもあるが、IDやパスワードを設定するなど、登録が面倒。それに比べて、マイナンバーカードで申込ができるので、簡単でID/パスワードをいくつも覚えなくても済む。)
休祝日には、トップ画面に「本日の休日当番医」が表示されるので助かる。 (子どもが小さいときは、休みにかぎって体調を崩すことが多い。忙しい中、スマホを見るだけで休日当番医が把握できるのでありがたい。)
夫が予防接種の日にちを気にしてくれるようになった。 (ワンオペ育児が話題となっているが、家族で子どもを育てているという空気が作れるのがありがたい。)
小児科医にかかるたび、症状や医者からの診断などを記録している。後から見返すと、「定期的に同じような力を引くんだな」とか、「上の子もこの時期、同じように体調崩したな」とかがわかつて対処法がわかるようになった。
離れて暮らす祖父母に写真をせがまれなくなった。(招待メールを送ることで誰とも共有可能)

2. このサービスの特徴

- マイナンバーカードがあれば、利用登録からログインまで、すべてオンライン上で可能。
- PCのみならずスマートフォンでも本サービスが利用できる。
- インターネット上にセキュリティの確保された利用者の個人ページが開設され、そこに母子健康手帳等に記載されている健診や予防接種の記録がアップされる。
- 子どもの成長記録がいつでもどこでも見られる。

- ⑤. 子育てに関する「お役立ち情報」が閲覧でき、また予防接種の情報提供等プッシュ型のサービスも可能。
- ⑥. 利用者が育児日記に写真を保存したり日々の出来事を書き込むことができる。
- ⑦. 夫婦で情報共有ができ、万一急病等で母子手帳を持たずに病院に行っても情報が伝えられる。
- ⑧. 災害等で母子手帳自体を失ったときに個人ページのデータがバックアップされており即座に閲覧できる。
- ⑨. このシステムは前橋市ののみならず10自治体で導入済。なお、今現在検討中の自治体が多数ある。
- ⑩. 将来的には母子健康情報にとどまらず個人の様々な年代の健康情報を一元化して生涯健康情報サービスにするという構想がある。

3. このサービスの課題

- ①. まだ所管課が決まっていないために試験導入という位置づけである。
- ②. 利用者がまだ110名に留まっている。(前橋市において毎年約2800名の新生児が誕生しているが)子育て世代に周知して利用者の拡大をすることが急務である。
- ③. 現状は利用開始時にPCに接続したカードリーダーを使い個人認証する必要がある。(初期設定後はスマホでも利用できる) 今後マイナンバーカードを読むことができるスマホが普及してくれればPCを使わずにスマホだけで初期の手続きができるようになる。しかし当面は最初の手続きにはPCを使う必要がある。

4. 本市への提言



①. 緊急時の活用として

救急時のマイナンバーカードによる本人確認（ICカード内のシリアルナンバーを利用）により、救急患者の迅速な医療情報把握を目指す仕組みやドコモ5Gを活用した救急搬送高度化ソリューション。

②. 移動困難者を対象にマイナンバーカードを利用証及び利用券として活用し、利用者はタクシー内のタブレットにカードをかざすだけのタクシー運賃を補助する前橋市独自のサービス。

マイナンバーカードの利活用促進という観点からも上図のようなシステムを検討すべきと考える。以上

